

目 次

第1章 総 則

過去問全肢
解析講座
テキスト

1 132

第1項	目的等	4
第2項	労働災害防止計画	13
	演習問題 /	14

第2章 安全衛生管理体制

過去問全肢
解析講座
テキスト

17 136

第1節	一般組織における安全衛生管理体制	19	136
	第1項 労働者数50人以上の事業場における安全衛生管理体制	19	
	第2項 労働者数50人未満の事業場における安全衛生管理体制	37	
	第3項 委員会	42	
第2節	請負組織における安全衛生管理体制	49	150
	第1項 大規模作業に係る安全衛生管理体制	49	
	第2項 小規模作業に係る安全衛生管理体制	57	
	第3項 教育及び援助	60	
第3節	危険・健康障害の防止措置	61	152
	第1項 事業者の講ずべき措置	61	
	第2項 事業者の行うべき調査等（リスクアセスメント）	66	
	第3項 元方事業者の講ずべき措置	68	
	第4項 注文者の講ずべき措置等	71	
	演習問題 /	76	

第3章 機械等及び危険・有害物

過去問全肢
解析講座
テキスト

83 160

第1節	機械等に関する規制	85	160
	第1項 特定機械等に関する規制	85	
	第2項 構造規格等の具備を要する機械等に関する規制	94	
	第3項 定期自主検査	99	
第2節	危険・有害物に関する規制	101	160
	第1項 危険・有害性が判明している物質に関する規制	101	
	第2項 危険・有害性が不明である物質に関する規制	110	
	演習問題 /	114	

第4章 就業管理 119 162

第1項	安全衛生教育	121
第2項	就業制限等	127
演習問題 /		132

第5章 健康の保持増進のための措置 137 170

第1節	作業環境測定	139	170
	第1項 作業環境測定	139	
第2節	健康診断等	143	170
	第1項 健康診断の種類等	143	
	第2項 一般健康診断	145	
	第3項 特殊健康診断	151	
	第4項 その他の健康診断	153	
	第5項 記録の保存及び事後措置等	156	
	第6項 長時間労働者への面接指導等	160	
	第7項 心理的な負担の程度を把握するための検査等 (ストレスチェック)	163	
	第8項 健康管理手帳及びその他の措置	167	
演習問題 /		172	

第6章 特別安全衛生改善計画等、監督等及び雑則等 177 182

第1項	特別安全衛生改善計画等	179
第2項	計画の届出等	183
第3項	監督組織等	188
第4項	雑則等	194
演習問題 /		198

労働安全衛生法 条文 / 202

索引 / 236

第 1 章

過去問全肢解析講座 ▶ テキスト 132 頁

総 則



【労働安全衛生法に関する厚生労働省令の題名】〈H13・23〉

・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則	安全
・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則 ・石綿障害予防規則	予防
・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則	防止
・高気圧作業 安全衛生規則	安全衛生
・事務所 衛生基準規則	衛生
・機械等 検定規則	検定

*「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る**電離放射線障害防止規則**」（平成23年制定）というのもあります。

平成23年度本試験（択一式問10）では、東日本大震災により新たな厚生労働省令が制定されたことを契機として、受験生に、「**安全**」と「**衛生**」との相違が理解できているかを試したものと思われます。

参考として、平成13年度本試験（択一式問8）を見てみましょう。出題者の意図を読み取ってみてください。

【平成13年度：択一式問題（問8）】

次に掲げる規則の名称のうち、労働安全衛生法に基づく規則として現に制定、施行されているものはどれか。

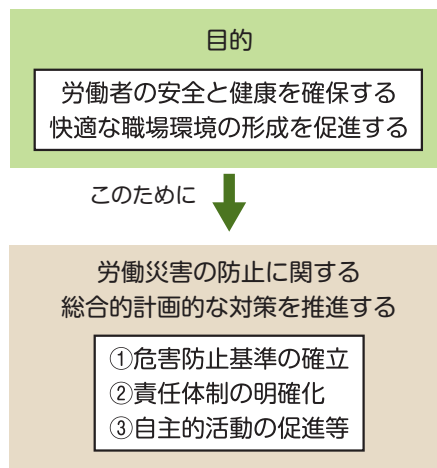
- A 機械等安全衛生規則
- B 騒音障害防止規則
- C 建設作業安全衛生規則
- D 腰痛障害防止規則
- E 高気圧作業安全衛生規則

*労働安全衛生法の世界に「安全規則は先人の血で書かれた文字である」という言葉があります。高度成長期の昭和30年代から40年代にかけて、労働災害による死亡者数は年間6,000人前後で推移していました。しかし、昭和47年の労働安全衛生法の制定を機に、死亡者数は激減します。このように、1つの法律が、大きく社会を変革する力があるということです。労働安全衛生法が無味乾燥で暗記ばかりの科目だとして苦手意識を持たれる受験生が少なくありませんが、労働安全衛生法も労働者の生命・身体を守る立派な労働法の1つです。労働安全衛生法に苦手意識を持たれている受験生は「安全規則は先人の血で書かれた文字である」という言葉を忘れずに、学習を進めてください。

第1項 目的等

1 ■ 目的 (法1条)

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。〈H10記・12・24選〉



※「危害防止基準」とは、労基法96条の2第1項中の「危害防止等に関する基準」に由来し、「危険と健康障害を防止するための基準」という意味です。

〔1〕 沿革

労働安全衛生法は、従来の**労働基準法第5章（安全及び衛生）**を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第2章（労働災害防止計画）及び第4章（労働災害の防止に関する特別規制）を統合したものを母体として技術革新、生産設備の高度化、元請下請労働者の混在作業などに伴う労働災害の防止対策を幅広く展開するための新しい規制事項を加えて成立したものです（昭和47年成立・施行）。

〔2〕 労働基準法との関係

労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものであるであり、第1条（目的）、第3条第1項（事業者の責務）、労働基準法第42条（労働者の安全及び衛生に関する労働安全衛生法への委任）等の規定により、労働安全衛生法と**労働条件**についての「**一般法**」である労働基準法とは**一体としての関係に立つもの**であることが明らかにされている。（昭47.9.18発基91号）〈H15選〉

* 目的条文の「労働基準法と相まって」という部分を「**ドッキング条項**」と呼ぶことがあります。

